

神奈川県立こども医療センター地域医療連携ネットワーク運用規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」という。）が運営する神奈川県立こども医療センター地域医療連携ネットワーク（以下、ネットワークという。）の利用について必要な事項を定めるものである。

(患者の同意)

第2条 こども医療センターは、患者の同意が得られた場合に限り、患者が同意した施設に従事する医師等（第7条の規定による利用者登録を受けた者に限る。）に対してのみ、電子化された診療情報の公開を行う。

2 患者はいつでも、前項の同意を取り下げることができる。また、患者から同意の取下げがあった場合、こども医療センター総長（以下「総長」という。）は、速やかに前項の公開を停止する。

(公開対象)

第3条 こども医療センターが公開を行う診療情報の内容は、別紙に掲げるものとする。

(公開する情報の期間)

第4条 こども医療センターが公開を行う診療情報は、平成28年4月1日以降のものとする。

(公開を受ける者)

第5条 本ネットワークにより、電子化された診療情報の公開を受けることができる者（以下、利用者という。）は、次のいずれかの施設に従事する医師、看護師、その他総長が承認する者とする。

(1) 病院

(2) 診療所

(3) 国若しくは地方公共団体が設置する保健福祉に関する機関

(4) その他総長が承認した機関

(利用者の責務)

第6条 本ネットワークの利用者登録を行い、こども医療センターから付与されたID/パスワードでログインすること。また、付与されたID/パスワードは、利用者登録を行った者が従事する施設の職員を含め、利用者以外の者に公開しないこと。

2 本ネットワークの利用は閲覧に限定し、得られた情報の公開・複製・提供・外部への持ち出しをしないこと。

3 本ネットワークより得られた情報は、診療、保健福祉サービスの提供の目的以外に使用しないこと。

4 次に掲げる要件を満たしたシステム環境で、公開された情報を閲覧すること。なお、システム環境の整備に係る費用は、利用者が負担すること。

ア インターネットに接続していること。

イ Internet Explorer6.0 以上が動作すること。

ウ こども医療センターからCD等で配布されたVPNソフトを用いてVPN接続を行うこと。また、接続時は、こども医療センターから配布されたVPN専用のID/パスワードを使用すること。

エ ウイルス対策ソフトがインストールされ、常に最新のウイルス定義に更新されていること。

5 本ネットワークにより得られた情報については、刑法第134条、著作権法、個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例、医師法、医療法、健康保険法、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関連規定を遵守した取り扱いを行う他、自施設のカルテ等に準じた厳格な取り扱いを行うこと。

6 利用者はネットワークを通じて提供された診療情報について、把握の義務を負わない。

7 自施設の診療情報の情報公開請求等があった場合、本ネットワークにより得られたこども医療センターの診療情報は開示しないこと。

8 不正アクセス、改ざん、その他本ネットワークの管理及び運営を阻害するような行為は、これを一切行わないこと。また、不正な利用等によりこども医療センターに損

害を与えた場合、その損害を賠償すること。

(利用者登録)

第7条 次のいずれかに該当する者は、本ネットワークの利用者登録を受けることができない。

- (1) 不当な手段により利用者登録を受けたことがある者
- (2) 本ネットワークを不正に使用したことがある者
- (3) 利用者登録の取り消しを受けたことがある者
- (4) その他総長が登録を行うことについて不適格であると認めたる者

2 前条第1項の規定による利用者登録を行い、こども医療センターからID/パスワードの付与を受けようとする者は、利用者登録申請書(様式1)を総長に提出しなければならない。

3 総長は申請書の内容を審査し、申請書が到達してから30日以内に、利用者登録を行い、その結果及び付与したID/パスワードを利用者登録完了通知(様式2)により申請者へ通知しなければならない。

なお、審査の結果、利用者登録ができない場合、その旨を通知しなければならない。

4 総長は、前項の利用者登録の内容を記載した利用者台帳を整備しなければならない。利用者台帳には、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 利用者の氏名、生年月日及び性別
- (2) 利用者が従事する施設
- (3) 利用者の職種
- (4) VPN 接続用利用者ID 及び閲覧用利用者ID

5 利用者登録を行った者は、前項の登録した内容に変更が生じた場合、速やかに変更届出書(様式3)を総長に提出しなければならない。ただし、接続する端末を変更する場合若しくは従事する施設が変更する場合でインターネットの環境が変更するときは、再度第2項の申請を行わなければならない。また、届出を受理した総長は、速やかに利用者台帳に変更の内容を登録するものとする。

6 利用者登録の抹消を行うものは、登録抹消届出書(様式4)を総長に提出しなければならない。また、届出を受理した総長は、速やかに利用者台帳に変更の内容を登録

するものとする。

(紹介元施設への公開の方法)

第 8 条 紹介元施設 (こども医療センターあてに紹介状を作成した施設をいう。以下同じ。) に従事する利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。

- (1) 紹介元施設の医師 (本ネットワークの利用者登録を行った者に限る。) が、患者から同意書 (紹介元施設への公開用) (様式 5) を取得する。
 - (2) 紹介状と同意書 (こども医療センター送付用) を併せて封入し、当センター地域医療連携室へ郵送する。
 - (3) こども医療センター職員が同意書を確認し、原則として初診の日から 3 日以内 (休診日を除く。) に、電子化された診療情報の公開処理を実施する (患者が、いつこども医療センターを受診したかは、紹介状に対する初回報告書の郵送をもって行う。) 。
- 第 8 条の 2 総長が認めた連携医療施設である紹介元施設については、こども医療センター窓口で同意書の取得を行うことができる。

(紹介先施設への公開の方法)

第 9 条 紹介先施設 (こども医療センターからの紹介状を受け取った施設をいう。以下同じ。) に従事する利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。

- (1) こども医療センターの医師が紹介状を作成する。
 - (2) 紹介状を、紹介先施設へ送付する (患者が持参する。) 。
 - (3) 患者が紹介先の機関を受診する (若しくは紹介先機関からの往診を受ける。) 。
 - (4) 紹介先施設の医師 (本ネットワークの利用者登録を行った者に限る。) が、患者から同意書 (紹介先施設への公開用) (様式 6) を取得する。
 - (5) 同意書をこども医療センターへ送付する。
 - (6) こども医療センター職員は、受理した同意書を確認し、原則として同意書到達日から 3 日以内 (休診日を除く。) に、電子化された診療情報の公開処理を実施する。
- 第 9 条の 2 総長が認めた連携医療施設である紹介先施設については、こども医療センター窓口で同意書の取得を行うことができる。

(病院、診療所以外への公開の方法)

第10条 病院、診療所以外の施設(以下、「その他保健医療福祉施設等」とする)従事する利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。

(1) その他保健医療福祉施設等に従事する者(本ネットワークの利用者登録を行った者に限る。)が、診療情報の公開の対象となる患者から同意書(その他保健医療福祉施設等への公開用)(様式6-2)を取得する。

(2) 同意書をこども医療センターへ送付する。

(3) こども医療センター職員は、受理した同意書を確認し、原則として同意書到達日から3日以内(休診日を除く。)に、電子化された診療情報の公開処理を実施する。

第10条の2 前項に定める方法の他、こども医療センター窓口で同意書の取得を行うことができる。

(診療情報の双方向連携)

第11条 本ネットワークは「患者メモ機能」、「地域連携パス管理機能」を用いて、こども医療センターと利用者が双方向からデータアップロードし、相互閲覧する機能を含む。これらの機能についても、第8条、第9条及び第10条に定める手続きにより同意書を取得し、診療情報を公開した患者についてのみ利用できるものとする。またこれらの機能によって得られた情報の取扱いについても、第6条第2項、同第3項、同第5項、同第6項、同第7項に定める事項を双方が順守するものとし(この場合、第6項中「利用者」は「利用者及びこども医療センター職員」に、第7項中「こども医療センター」を「双方の」と読み替える)、ネットワークを通じて入手した診療情報は双方の責任において厳重な管理をすること。

(人事異動等による継続利用等)

第12条 人事異動等により利用者の変更が生じた場合、利用者登録を行った後任の者が、継続利用申請書(様式7)をこども医療センターへ送付することにより、後任の者は継続して該当患者に係る電子化された診療情報の公開を受けることができる。2 こども医療センター職員は、受理した継続利用申請書を確認し、原則として継続利用申請書到達日から3日以内(休診日を除く。)に、公開先利用者の変更処理を実施する。

3 人事異動等により利用者登録を受けた者の変更が生じた場合で、本ネットワークの継続利用の必要がないときは、後任の者は、利用停止届出書（様式 8）を総長に提出しなければならない。

4 こども医療センター職員は、受理した利用停止届出書を確認し、原則として利用停止届出書到達日から 3 日以内（休診日を除く。）に、公開の停止処理を実施する。

（患者の希望による公開の停止）

第13条 第 2 条第 2 項の規定により、同意を取り下げる場合、患者は、同意取下書（様式 9）をこども医療センターに提出しなければならない。

2 こども医療センター職員は、同意取下書を受理した場合、速やかに本ネットワークによる電子化された診療情報の公開の停止処理を行わなければならない。また、患者からの同意取り下げにより、ネットワークを停止した旨を該当する利用者に連絡する。

（総長による公開の停止）

第14条 次のいずれかに該当する場合、総長は該当する利用者に対する情報の公開をすべて停止させる。

(1) 不正若しくは不当な利用が認められた場合

(2) この運用規程に反する利用が認められた場合

2 総長は、1 年以上閲覧の履歴がない患者に係る情報の公開を、事前の通知なく停止させることができる。

3 その他、情報の公開が不適格であると認められた場合、総長は、事前の通知なく情報の公開の一部若しくは全部を停止させることができる。

（利用者登録の取り消し）

第15条 総長は、次のいずれかに該当する利用者の利用者登録を取り消す。

(1) 不当な手段により利用者登録を受けた者

(2) 本ネットワークを不正に使用した者

(3) 前条第 1 項の規定により公開の停止を受けた者

(4) その他総長が不適格であると認めた者

(利用時間)

第16条 本ネットワークは365 日常時利用可能とする。

- 2 総長は、予告なく、保守点検及び修理のため、一時的に本ネットワークの利用を停止することができる。

(こども医療センターにおける利用)

第17条 こども医療センター職員は、神奈川県立こども医療センター診療情報管理規程を遵守した利用を行わなければならない。

(非常時等の事故対策)

第18条 障害発生時等の非常時は、総長は速やかにシステムを停止し、復旧のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の停止中は、本ネットワークに係る代替手段の提供は実施しない。

(責任の範囲)

第19条 こども医療センター、利用者はネットワークの適切な運用を図るためそれぞれの管理対象について事故が生じないように責任を持って管理・運用しなければならない。具体的な管理対象は次項のとおりとする。

2 ハードウェアにおける各管理対象範囲

(1) こども医療センター

ネットワーク接続機器 (VPNルータ・Firewall機器)

情報開示用サーバ (GWサーバ・SS-MIXストレージ)

ネットワーク接続用機器 (院内パソコン、サーバ等の設備)

(2) 利用者

ネットワーク接続機器 (パソコン等端末機器)

3 ソフトウェアにおける各管理対象範囲

(1) こども医療センター

院内の各システムからSS-MIXストレージに出力するアプリケーション

閲覧を行うための機器のOS、Internet Explorer、ウイルス対策ソフトウェア、officeなどのソフトウェア

(2) 利用者

閲覧を行うための機器のOS、Internet Explorer、VPNクライアントソフトウェア、ウイルス対策ソフトウェア、officeなどのソフトウェア

(ID,パスワード漏洩による他者の不正ログイン防止、ウイルス定義の最新化、など対策を講じること)

4 データにおける各管理対象範囲

(1) こども医療センター

ネットワーク利用で入手したデータ(地域医療連携パス、患者メモのデータ等)
SS-MIXサーバに保存している診療情報等のデータ
公開するDICOMデータ

(2) 利用者

ネットワーク利用で入手したデータ(地域医療連携パス、患者メモのデータ等)
(診療情報の端末への保存禁止など、情報漏洩対策を講じること。)

5 ネットワーク環境における各管理対象範囲

(1) こども医療センター

院内側ネットワーク
VPN機器までの接続
インターネット接続回線

(2) 利用者

施設内ネットワーク
インターネット接続回線

(免責事項)

第20条 こども医療センターはネットワークの利用あるいは利用不能により、利用者が被るいかなる損害、損失に関しても一切責任を負わないものとする。また、利用者が本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、又は利用者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。なお、利

用者がネットワークの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とする。

(その他)

第21条 総長は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規程を変更し、又は新たな条項を追加することができる。また、利用者は、変更若しくは追加された条項の内容に、従わなければならない。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

(別紙)

1. SS-MIX2標準化ストレージ対象のデータ

No	項目名称	SS-MIX2 データ種別	対象名称
1	処方	OMP - 01	処方オーダ
		OMP - 11	処方実施通知
2	注射	OMP - 012	注射実施通知
	検体検査	OML - 11	検体検査結果通知
3	放射線検査	OMG - 11	放射線検査実施通知
	生理検査	OMG - 13	生理検査結果通知
4	その他	ADT - 00	患者基本情報更新
		ADT - 22	入院実施
		ADT - 22	入院実施取消
		ADT - 31	外出泊実施取消
		ADT - 32	外出泊帰院実施
		ADT - 32	外出泊帰院実施取消
		ADT - 42	転科・転棟(転室・転床予定)実施
		ADT - 42	転科・転棟(転室・転床予定)実施取消
		ADT - 51	退院予定
		ADT - 51	退院予定取消
		ADT - 52	退院実施
		ADT - 52	退院実施取消
		ADT - 61	アレルギー情報登録/更新
		PPP - 01	病名(歴)情報の登録/更新

2. こども医療センターPACSの画像データ

3. 「患者メモ」「地域連携パス管理機能」を利用してアップロードする各種ファイル